

情 個 審 答 申 第 7 号  
令和2年（2020年）3月6日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年（2019年）6月21日付け、健政発第251号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の社会福祉法人に係る平成28年度（2016年度）及び平成29年度（2017年度）の社会福祉法人指導監査資料及び指導監査結果の文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求について



別 紙

諮問第 2 号

答 申

## 第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）において開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については不開示とすべきであるが、その他の部分については開示が妥当である。

## 第 2 審査請求の経緯

- 1 平成 30 年（2018 年）12 月 21 日、開示請求者は、熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、特定の社会福祉法人（以下「審査請求人」という。）に係る平成 27 年度（2015 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの指導監査資料及び指導監査結果（以下「請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 請求文書には、審査請求人に関する情報が含まれていることから、平成 31 年（2019 年）1 月 7 日、実施機関は、本件開示請求に係る決定の期限を延長するとともに、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき審査請求人に対し文書等の開示請求に関する照会書を送付した。
- 3 平成 31 年（2019 年）1 月 10 日、審査請求人は、請求文書の全てについて開示されると支障が生ずる旨の意見書を提出した。
- 4 平成 31 年（2019 年）1 月 17 日、実施機関は、請求文書のうち平成 27 年度（2015 年度）及び平成 30 年度（2018 年度）の指導監査資料及び指導監査結果については文書等開示請求拒否（不存在）決定を、平成 28 年度（2016 年度）及び平成 29 年度（2017 年度）の指導監査資料及び指導監査結果（以下「本件文書」という。）については文書等開示（一部請求拒否）決定をし、開示請求者に通知した。併せて、条例第 15 条第 3 項の規定に基づき、審査請求人に対し本件処分をした旨を通知した。
- 5 平成 31 年（2019 年）1 月 28 日、審査請求人は、本件処分の取消を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。なお、同日、審査請求人は、本件処分の執行停止の申立てをしており、同月 30 日、実施機関は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき、本件処分に対する審査請求の裁決があるまでの間、本

件処分の執行を停止する決定をした。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人が、平成31年（2019年）1月28日付け審査請求書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、特定の者から長期間にわたり執拗な迷惑行為を受けており、当該行為は熊本県迷惑行為等防止条例第6条の規定に違反している。本件文書を開示すると当該行為に協力し、助長することになるため違法である。

#### 2 実施機関の主張

実施機関が、平成31年（2019年）3月12日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 条例第7条第2号該当性

実施機関は、本件文書中に記載されている個人名、年齢、性別、住所、職業、職名及び親族関係については条例第7条第2号の規定の個人に関する情報に該当し、特定の個人が識別され得るものに当たるとして不開示としたが、その他の部分については同号の規定に該当する情報はない。

##### (2) 条例第7条第3号ア該当性

実施機関は、法人の預金等の状況及び借入金の状況については条例第7条第3号の規定の法人その他団体に関する情報に該当し、法人の預金額及び借入金額については、専門知識のない一般市民が見ても、法人の財産状況や運営状況について、どのような状況であるかはつきり認識できる情報であり、当該情報が開示されることで、審査請求人の正当な利益が害されるおそれがある。したがって、当該部分のみ同号アの規定に当たるとして不開示としたが、その他の部分については当該規定に該当する情報はない。

##### (3) 条例第7条第3号イ該当性

実施機関は、社会福祉法人に対する指導監査を実施するに当たり、熊本市社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱第10条の規定に基づき、社会福祉法人に、指導監査資料の提出を指導監査の実施前に求めている。これは、社会福祉法第56条第1項の規定に基づく検査権限を背景に指導監査資料の提出を依頼しているものであるため、「任意に提出された」とはいえない。

よって、本件文書には、条例第7条第3号イの規定に該当する情報はない。

##### (4) 条例第7条第4号該当性

審査請求人は、開示請求者が本件文書の開示を受ければ、本件文書の情報を基に業務妨害を行うとして、条例第7条第4号の規定に該当すると主張しており、これは、「財産の保護」及び「犯罪の予防」に支障が生ずるおそれがあると主張しているもの

と考えられる。

しかし、開示請求者が、業務妨害を行うおそれのある人物かどうかは証拠がなく、「財産の保護」及び「犯罪の予防」に支障が生ずる蓋然性が高いとはいえない。

よって、本件文書には、条例第7条第4号の規定に該当する情報はない。

(5) 条例第7条第6号該当性

社会福祉法人に対する指導監査事業の目的は、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営を図るものである。本件文書は、社会福祉法人に対する指導監査結果及び指導監査資料であり、これが開示されたとしても、上記指導監査事業の目的が損なわれることはない。したがって、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれる情報には該当しない。

また、指導監査結果には、社会福祉法人に対する指摘事項が記載されている。指導監査結果のうち文書指摘事項については、以前に熊本市のホームページにて公表しており、文書等開示決定により新たに公開するわけではないことから、社会福祉法人の利益を大きく侵害することはない。指導監査結果のうち口頭指摘事項については、ホームページ等では公表しないものの、社会福祉関係法令、最低基準又は通知等の違反の程度が軽微である事項を指摘するものであることから、これを文書等開示決定により公表したとしても社会福祉法人にとって大きく不利益になるとはいえない。指導監査資料においては、条例第7条第2号及び第3号の規定により不開示の対象となる情報を除き理事会の議題等が記載されているが、議題のみの記載であり、議題における議論の具体的内容は不明なままであることから、審査請求人にとって大きく不利益になるとはいえない。よって、特定の者に不当な利益若しくは不利益が生じる情報には該当しない。

上記のとおり本件文書が開示されたとしても、審査請求人にとって大きく不利益になることはない以上、関係当事者間の協力関係又は信頼関係が損なわれることもない。

実施機関が本件文書を開示したとしても、今後法人の指導監査内容が変更することは考えられず、指導監査事業は適正に執行されることから、当該事務事業の公正かつ円滑な執行に支障がある情報とはいえない。

仮に、本件文書の情報が当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれる情報、特定の者に不当な利益若しくは不利益が生じる情報、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれる情報又は当該事務事業の公正かつ円滑な執行に支障がある情報に当たるとしても、上記事情から事務事業の適正な遂行に及ぼす支障の程度は、名目的なものにすぎない。また、支障を及ぼすおそれについても、単なる可能性の問題にすぎず、法的保護に値する蓋然性が高いとまではいえない。

したがって、本件文書には、条例第7条第6号の規定に該当する情報はない。

(6) これらのことから、本件文書の一部を不開示とし、それ以外の部分は開示するの

が適当であったため、本件処分を行ったものである。以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第4 審議会の判断

##### 1 本件審査請求について

審査請求人は、条例第15条第1項の第三者であり、本件審査請求の対象は、本件処分により開示することとなる部分（以下「本件開示部分」という。）である。

審査請求人及び実施機関の主張から思料するに、審査請求人は、条例第7条第4号の規定により本件開示部分の一切を不開示とするよう求めているものと考えられるが、本件審査請求の趣旨に鑑み、当該規定以外の不開示情報の該当性についても検討することとする。

##### 2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件開示部分について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

##### 3 本件処分の妥当性

審査請求人及び実施機関の主張を踏まえ、不開示情報の該当性について検討する。

###### (1) 条例第7条第3号ア該当性

条例第7条第3号アの規定は、法人等及び事業を営む個人の事業上の利益を保護するため、開示することにより、これらの者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

「競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある」情報とは、生産技術上のノウハウに関する情報、営業上又は販売上のノウハウに関する情報、経営方針、経理、人事等の内部管理に関する情報及び社会的評価、社会的信用等に関する情報等のことをいう。

先述のとおり、実施機関は、法人の預金等の状況及び借入金の状況並びに法人の預金額及び借入金額について条例第7条第3号アの規定に当たるとして不開示としているが、当審議会が本件開示部分を見分した結果、それらの情報に加え、以下の情報についても、同号アの規定に基づき不開示とすべきである。

###### ア 借地料年額について

実施機関は、借地料年額を全て開示しているが、これを開示すると、特定保育園及び当該借地の貸主の取引関係についての情報、すなわち営業上のノウハウに関する情報が明らかとなるため、当該情報はこれらの者の競争上の地位を害するおそれがある

ものといえる。

以上より、借地料年額については、条例第7条第3号アの規定に該当し不開示とすべきである。

(2) 条例第7条第4号該当性

条例第7条第4号の規定は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

先のとおり、審査請求人は、条例第7条第4号の規定に基づき本件開示部分を不開示とすべき旨を主張しているものと考えられるが、同号の規定は、本件文書の内容自体が「人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報」に該当することが要件となっており、当審議会において本件開示部分を見分したところ、同号の規定に該当する情報が含まれているとは認められなかった。

以上より、本件開示部分には条例第7条第4号の規定により不開示とすべき部分はないものというべきである。

(3) その他の条例第7条各号該当性

実施機関は、本件文書中の情報が条例第7条第3号イ及び第6号の規定に該当しないことを主張している。当審議会において本件開示部分を見分したところ、実施機関が主張するとおり、これらの規定に該当する情報が含まれているとは認められなかった。

以上のほか、本件開示部分には、その他の条例第7条各号の規定に該当する情報が含まれているとは認められなかった。

よって、本件開示部分にはこれらの規定により不開示とすべき部分はないものというべきである。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

|         |   |    |    |
|---------|---|----|----|
| 会       | 長 | 澤田 | 道夫 |
| 会長職務代理者 |   | 魚住 | 弘久 |
| 委       | 員 | 岩橋 | 浩文 |
| 委       | 員 | 河津 | 典和 |
| 委       | 員 | 北野 | 誠  |

[参考]

### 審議会の審議経過

| 年 月 日                 | 審 議 経 過                                                                             |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和元年（２０１９年）<br>６月２４日  | 熊本市長から諮問（令和元年（２０１９年）６月<br>２１日付け）を受けた。<br>熊本市長から審査請求書の写しを受理した。<br>熊本市長から弁明書の写しを受理した。 |
| 令和元年（２０１９年）<br>７月５日   | 諮問の審議を行った。                                                                          |
| 令和元年（２０１９年）<br>９月１３日  | 諮問の審議を行った。                                                                          |
| 令和元年（２０１９年）<br>１０月４日  | 諮問の審議を行った。                                                                          |
| 令和元年（２０１９年）<br>１１月１日  | 諮問の審議を行った。                                                                          |
| 令和元年（２０１９年）<br>１２月１３日 | 諮問の審議を行った。                                                                          |
| 令和２年（２０２０年）<br>１月１０日  | 答申案の審議を行った。                                                                         |
| 令和２年（２０２０年）<br>２月７日   | 答申案の審議を行った。                                                                         |
| 令和２年（２０２０年）<br>３月６日   | 答申案の審議を行った。                                                                         |

別表 不開示とすべき部分

| 対象となる文書等           | 該当頁 | 不開示とすべき部分                     |
|--------------------|-----|-------------------------------|
| 平成２８年度社会福祉法人指導監査資料 | ８頁  | ７ 資産（土地・建物）等の状況の表中、<br>借地料年額  |
| 平成２９年度社会福祉法人指導監査資料 | １３頁 | １１ 資産（土地・建物）等の状況の表中、<br>借地料年額 |

備考

この表の不開示とすべき部分には、通貨単位（円）を含まない。